

スキーテクニカルテスト規定

第1条(名称)

全国勤労者スキー協議会(以下本会という)が実施するスキー技術検定制度は「スキーテクニカルテスト(略称、テクニカルテスト)」。英文名称「ski technical test」(略称、S.T.T)」と称す。

第2条(目的)

テクニカルテストの目的は次のとおりとする。

1. 技術到達度の判定と習熟度(レベル)評価を行う。
2. スキー技術上達の目標と課題を与え意欲向上を促す。
3. スピードとコントロール性を両立させた安全で質の高い技術の追求と普及に役立てる。

第3条(開催)

本会が主催するテクニカルテストは、ブロック協議会、地方スキー協において主管(以下主管団体という)して開催することができる。

但し、主管団体が認めた場合、加入クラブ及び管轄する常設スキー学校に運営を委嘱することができる。

第4条(検定の申請と公示)

1. テクニカルテストの開催申請は、主管団体は所定の申請用紙に必要事項を記入し、主管団体を通じて11月30日までに本会に申請する。
2. 本会が認めたテクニカルテストの公示は本会が行う。

第5条(受験者のレベル)

テクニカルテストの受験者のレベルは原則としてパラレルターンができる程度以上とする。但し、これ以下のレベルであっても、事前講習を受講し、検定員が認めた場合は受験することができる。

第6条(検定員)

1. 検定員は本会の指導員3名以上がこれにあたる。但し、その内1名以上は中・上級指導員を含むものとする。
2. 検定員は本会が認めた検定員研修を修了したものでなければならない。
3. 検定員研修は指導員研修会の日程の中に組み入れて実施するものとする。
4. 検定員の有効期限は研修終了シーズンより2シーズンとする。

第7条(種目、実施要領等)

テクニカルテストの種目、実施要領、使用する斜面、安全な運営のための配慮については細則に定める。

第8条(採点・評価)

1. 採点は100点満点とし、採点のめやすは細則に定める。
2. バッジの採点方法、種類は細則に定める。
3. 主管団体は、採点結果に基づきランク別のバッジとスコアカードを交付する。
4. 受験者の滑走はできる限りビデオに収録し、技術向上に役立てるものとする。

第9条(事前講習)

主管団体はテクニカルテストの開催にあたり、検定バーンの試走を含めた事前講習を開くことができる。

第10条(申し込み)

1. テクニカルテストの申し込みをしようとするものは、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、検定料を添えて主管団体の長に申し込むものとする。
2. 検定料は一人2000円とする。(検定料には検定手数料、スコアカード代、バッジ代を含む)

第11条(スコアカードとバッジの交付)

1. 検定の結果は、本会が発行するスキーテクニカルテストスコアカード(以下スコアカードという)に記入して受験者に交付する。
2. 受験者は得点に該当するバッジ及びスコアカードの交付を受けることができる。

第12条(結果の報告)

テクニカルテストを実施した主管団体の長は、所定の報告書に必要事項を記入の上、テクニカルテスト終了後2週間以内に、本会並びに所属する都道府県スキー協に報告しなければならない。

第13条(特典)

本会の指導員検定を受験しようとするものが、指導員受験日より1年以内に開催されたテクニカルテストを受検した場合、採点結果の合計点を、指導員認定基準の応用発展技術の中で共通する種目に関して有効得点として置き換えることができる。

付則1(検定料の還元)

検定料のうち本会が定めた金額を、主幹したブロック協議会、地方スキー協に還元するものとする。

付則2(還元の方法)

還元の方法は、スコアカード代及びバッジ代として1000円を全国に納入し、残金1000円を還元する。

付則3(規定の改・廃)

本規定の改・廃は全国理事会が行うものとする。

付則4(実施日)

本規定は1995年11月12日から実施する。

1996年 4月28日一部改正

1997年 6月14日一部改正

1997年 6月14日一部改正

2005年11月13日一部改正

全国勤労者スキー協議会

スキーテクニカルテスト規定細則(改正案)

本会の定めるスキーテクニカルテスト規定第7条、第8条第一項及び第二項の規定により細則を次のように定める。

第1条(種目)

テクニカルテストの種目は次の3種目とする。

- (1)ロングターン
- (2)ショートターン
- (3)コンビネーション

